

第4回子ども・子育て会議資料（H26, 7, 30 開催）

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
（案）〔要約版〕

趣旨

条項		内容
第1条	第1項	この条例は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 ○児童福祉法第34条の8の2第1項 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

定義

条項		内容
第2条	第1項	この条例において、次の用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。（省略）

最低基準の目的等

条項		内容
第3条	第1項 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ●最低基準は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 ●市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

最低基準と放課後児童健全育成事業者

条項		内容
第4条	第1項 ～ 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ●放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として

		<p>設備運営を低下させてはならない。</p> <p>●市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>
--	--	---

放課後児童健全育成事業の一般原則

条項	内容
<p>第5条</p> <p>第1項 ～ 第5項</p>	<p>●放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>●放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに各人の人格を尊重し運営を行わなければならない。</p> <p>●放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に、放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>●放課後児童健全育成事業者は、運営の内容について、自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>●放課後児童健全育成事業所の構造設備は、利用者の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>

放課後児童健全育成事業者と非常災害対策

条項	内容
<p>第6条</p> <p>第1項 第2項</p>	<p>●放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p>

		●訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。
--	--	--------------------------------------

放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件

条項		内容
第7条	第1項	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあり、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等

条項		内容
第8条	第1項 第2項	●職員は自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ●放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

設備の基準

条項		内容
第9条	第1項 ～ 第4項	●放課後児童健全育成事業を行う場所（放課後児童健全育成事業所）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ●専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 ●専用区画並びに設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ●専用区画等は、衛生及び安全を確保されたものでなければならない。

職員

条項	内容
<p>第10条</p> <p>第1項 ～ 第5項</p>	<p>●放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>●放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</p> <p>●放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>①保育士の資格を有する者</p> <p>②社会福祉士の資格を有する者</p> <p>③高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの</p> <p>④教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）</p> <p>⑤大学、大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑥大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者</p> <p>⑦高卒等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>●第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>●放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>

利用者を平等に取り扱う原則

条項		内容
第 11 条	第 1 項	放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

虐待等の禁止

条項		内容
第 12 条	第 1 項	職員は、利用乳幼児に対し、次に掲げる虐待等の行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 [虐待等の行為] ①身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行 ②わいせつな行為をすること又はわいせつな行為 ③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置など ④著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動

衛生管理等

条項		内容
第 13 条	第 1 項 ～ 第 3 項	●放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ●放課後児童健全育成事業者は、感染症、食中毒の発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ●放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品、医療品を備え、管理を適正に行わなければならない。

運営規程

条項		内容
第 14 条	第 1 項	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容

		③開所している日及び時間 ④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項
--	--	---

放課後児童健全育成事業者が備える帳簿

条項		内容
第15条	第1項	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

秘密保持等

条項		内容
第16条	第1項 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ●職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ●職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

苦情への対応

条項		内容
第17条	第1項 ～ 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童健全育成事業者は、行った支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じなければならない。 ●放課後児童健全育成事業者は、市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ●放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

開所時間及び日数

条項		内容
第 18 条	第 1 項 第 2 項	<p>●開所する時間は、次の区分に応じ、定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>①小学校の授業の休業日 1日につき8時間</p> <p>②小学校の授業の休業日以外の日 1日につき3時間</p> <p>●開所する日数は、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>

保護者との連絡

条項		内容
第 19 条	第 1 項	放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

関係機関との連携

条項		内容
第 20 条	第 1 項	放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

事故発生時の対応

条項		内容
第 21 条	第 1 項 第 2 項	<p>●放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>●放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>

暴力団の排除

条項		内容
第 22 条	第 1 項 第 2 項	<p>●事業者は、木津川市暴力団排除条例に規定する基本理念にのっとり、事業から暴力団を排除するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>●事業者又、施設・育事業に従事する職員は、暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者等であってはならない。</p>

その他

施行期日

条項	内容
附則第 1 項	この条例は、整備法の施行の日から施行する。

設備の基準に関する経過措置

条項	内容
附則第 2 項	この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（既存事業所）については、施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 9 条第 2 項（専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m ² 以上でなければならない。）の規定は、適用しないことができる。

職員に関する経過措置

条項	内容
附則第 3 項	この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

一の支援の単位を構成する児童の数に関する経過措置

条項	内容
附則第 4 項	既存事業所については、施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 4 項（一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。）の規定は、適用しないことができる。

